

国民健康保険特集号

もくじ

- 1ページ ○国民健康保険税（国保税）の申告はお済みですか？
○国保税の特別徴収（年金天引き）について
○令和8年度から「子ども・子育て支援金」の賦課・徴収が始まります
- 2ページ ○高額療養費について
- 3ページ ○「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」の更新について
○医療費の支払いがどうしても困難な場合
○医療機関等の窓口での支払いを高額療養費制度の限度額までに
するには
- 4ページ ○国保に加入するとき、やめるときについて
○医療費のお知らせ（医療費通知）について

長崎県公式アプリ
ながさき健康づくりアプリ
「歩こーで！」

健診受診、ウォーキングなどを
行うとポイントが
貯まる！貯めたポ
イントは、県産品
等が当たる抽選や
協力店で使おう！



まずはWEBサイトを
見てみよう！



国民健康保険税（国保税）の申告はお済みですか？

● 申告が必要なかたで、まだお済みでないかたは、お早めにご提出ください。

※ 申告がなされず、収入が不明の場合は、所得が一定以下の世帯に対する国保税を減額する制度が受けられないことがあります。また、医療費が高額になった場合、自己負担限度額の判定ができないため高額療養費の払い戻しができないことがあります。

国保税の申告が必要な世帯

世帯主および国保に加入しているかたのうち、次の①～⑥のいずれかに該当するかたが一人でもいる世帯は、申告が必要です。

- ① 収入が無いかた（3月16日の申告期限までに確定申告・市県民税申告を行ったかたを除く）
- ② 非課税となる収入（遺族年金・障害年金・雇用(失業)保険等）のみを受給しているかた
- ③ 確定申告・市県民税申告をされたかたの控除対象配偶者や被扶養者（ただし、勤務先等から給与支払報告書が提出されているかた、公的高齢年金を受給しているかたを除く）
- ④ 給与支払報告書が勤務先等から市へ提出されていないかた
- ⑤ 公的高齢年金や給与（給与支払報告済）以外にも収入等があったかた（3月16日の申告期限までに確定申告・市県民税申告を行ったかたを除く）
- ⑥ 令和8年1月1日時点で、住民票が長崎市になかったかた

国保税の特別徴収（年金天引き）について

- 国保税の特別徴収の対象となる世帯には、事前に通知書を郵送しています。
4月と6月は年間の税額が確定していないため、前年度の税額をもとに仮徴収します。8月以降の額は、6月に確定する年税額から納付済みの税額を差し引いた残りの額を、4回に分けて徴収します。
- 国保税が特別徴収となるかたは、お申し出により、納付方法を口座振替に変更できます。
ただし、これまでの納付状況等によっては、口座振替への変更が認められない場合があります。

令和8年度から「子ども・子育て支援金」の賦課・徴収が始まります

令和8年度から、社会全体で子どもや子育て世帯を支え合う新しい仕組みである「子ども・子育て支援金制度」が始まります。国民健康保険の加入者は、現行の国保税とあわせてこの支援金を納めていただきます。

徴収した支援金は、児童手当の拡充や妊婦への支援、育児中の時短勤務への給付など、少子化対策や子育て施策のために使われます。この支援金は法律で使い道が限定されており、医療費や後期高齢者支援など他の目的で使われることはありません。長崎市（医療保険者）は、国に代わってこの支援金を徴収し、国へ納付する役割を担います。

詳細な内容は、広報ながさき5月号の折り込み「国保だより」に掲載します。制度についてのお問い合わせは、こども家庭庁コールセンター（☎0120-303-272）まで。

詳しくは子ども家庭庁の
HPをご覧ください。



国保税の申告、特別徴収についてのお問い合わせは 国民健康保険課 賦課係まで（☎095-829-1226）
健康づくりアプリに関するお問い合わせは カラダライブコールセンターまで（☎0570-077-122）

高額療養費について～領収書（原本）は紛失しないように保管しましょう～

自己負担限度額（月額）は令和8年8月から、入院時の食事代は令和8年6月から引き上げられる見込みです。

同じ月内に医療費の自己負担が限度額を超えた場合、領収書を添えて申請し、審査後その超えた分が支給されます。保険診療分の金額が対象となり、差額ベッド料や入院の食事代等は除外されます。

【申請場所】 地域センター（市役所では1階中央地域センター9番窓口）
 【持参するもの】 マイナ保険証または資格確認書、領収書（原本）、世帯主名義の通帳

自己負担限度額
 令和8年7月まで
 食事代
 令和8年5月まで

○自己負担限度額（月額）70歳未満のかた

区分			認定証の交付	自己負担限度額（月額）		食事代 （食事標準負担額） （1食あたり）
				3回目まで	4回目以降	
市 民 税 課 税 世 帯	ア	年間所得 901万円超～	○	252,600円 （医療費が842,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算）	140,100円	510円
	イ	年間所得 600万円超～901万円以下	○	167,400円 （医療費が558,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算）	93,000円	
	ウ	年間所得 210万円超～600万円以下	○	80,100円 （医療費が267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算）	44,400円	
	エ	年間所得 210万円以下	○	57,600円	44,400円	
市 民 税 非 課 税 世 帯			○	35,400円	24,600円	240円 （190円）

※過去12か月間に、世帯での自己負担限度額を超えた高額療養費の該当が4回以上あった場合は、4回目以降の金額です。

※県内の他市町への転出および転入の際に世帯の継続性が認められる場合は、上記自己負担限度額は減額になり、該当回数は引き継がれます。

※一人あたり同じ医療機関ごと（入院と外来、医科と歯科は別々）に計算し、払い戻しの対象として合算できる自己負担額は21,000円以上のものに限られます。

自己負担限度額
 令和8年7月まで
 食事代
 令和8年5月まで

○自己負担限度額（月額）70歳（誕生月の翌月・ただし1日生まれのかたは誕生月）から74歳までのかた

区分			認定証の交付	外来 【個人単位】	外来+入院【世帯単位】		食事代 （食事標準負担額） （1食あたり）
					3回目まで	4回目以降	
3 割	現役並みⅢ	市県民税の課税所得 690万円以上	無	252,600円 （医療費が842,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算）	140,100円	510円	
	現役並みⅡ	市県民税の課税所得 380万円以上 690万円未満	○	167,400円 （医療費が558,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算）	93,000円		
	現役並みⅠ	市県民税の課税所得 145万円以上 380万円未満	○	80,100円 （医療費が267,000円を超えた場合は、 超えた分の1%を加算）	44,400円		
2 割	一般	市県民税の課税所得 145万円未満等	無	18,000円	57,600円	44,400円	
	Ⅱ	市県民税の非課税世帯 （所得が一定額超）	○	8,000円	24,600円		240円 （190円）
	Ⅰ	市県民税の非課税世帯 （所得が一定額以下）	○	8,000円	15,000円		110円

※過去12か月間に、世帯での自己負担限度額を超えた高額療養費の該当が4回以上あった場合は、4回目以降の金額です。

※75歳に到達する月の限度額等は2分の1となります。ただし、1日生まれのかたは除きます。

※県内の他市町への転出および転入の際に世帯の継続性が認められる場合は、上記自己負担限度額は減額になり、該当回数は引き継がれます。

※保険診療で受診された医療費であれば、すべて払い戻しの対象として合算できます。

高額療養費・限度額適用認定証についてのお問い合わせは あじさいコールまで（☎095-822-8888）

「資格情報のお知らせ」および「資格確認書」の更新について

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、健康保険証は令和6年12月2日以降、発行されなくなりました。今後は、マイナ保険証の有無や年齢によって交付する証書が異なりますのでご注意ください（更新手続きは不要です）。

持っている **マイナ保険証** 持っていない

資格情報のお知らせ（資格情報通知書）

マイナ保険証を持っているかたに交付しています。

70歳未満のかた

このお知らせには有効期限がないため、更新は行いません。お手元の「資格情報のお知らせ」を大切に保管してください。

※資格情報に変更が生じた場合には変更後の「資格情報のお知らせ」を交付します。

70歳から74歳のかた

毎年自己負担割合（2割または3割）の判定を行うため、有効期限が切れる前（7月下旬頃）に次の年度の負担割合を判定した「資格情報のお知らせ」を交付します。

資格確認書

マイナ保険証を持っていないかたに交付しています。

- ・「資格確認書」は1年更新（有効期限：令和8年7月31日）です。
- ・マイナ保険証の利用登録状況に変更がないかたへは、有効期限が切れる前（7月下旬頃）に更新した「資格確認書」を交付します。

医療費の支払いがどうしても困難な場合

災害および事業や業務の休止等により、世帯主の収入が一時的に減少し、医療費の支払いが困難となった場合は、申請により3か月間を上限として医療費が免除または猶予される場合があります。免除には条件がありますので、詳しくはご相談ください。

医療機関等の窓口での支払いを高額療養費制度の限度額までにするには

入院や日帰り手術などで医療費が高額になるときは、マイナ保険証を利用することで、医療機関等の窓口での保険診療分のお支払いが右表の自己負担限度額（月額）までになります。

マイナ保険証を利用しない場合は、「**限度額適用認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）**」の提示が必要です。事前にお申し込みをしてください。

ただし、右表の「現役並みⅢ」・「一般」の区分に該当するかたは、マイナ保険証や資格確認書のみで自己負担額が適用されます。

【申請場所】 地域センター（市役所では1階中央地域センター9番窓口）

【持参するもの】 医療費が高額になるかたの資格確認書

※申請月から使用できるものをお渡しします。

※限度額適用認定証の有効期限は、毎年7月31日です。8月以降も必要なかたは、8月になってから再度窓口で申請してください（7月中は8月以降の限度額適用認定証は発行できません）。

※限度額適用認定証が使用できるのは、「一か所の医療機関等の窓口での支払い」が高額になる場合です。複数の医療機関等で支払った医療費がある場合は、別途高額療養費の申請が必要です。高額療養費の申請の際は、必ず**領収書の原本**を持参してください。

○食事代の減額について

右表の「オ」・「Ⅱ」・「Ⅰ」の区分のかたは、食事代の減額を受けることができます。

また、「オ」・「Ⅱ」の区分のかたが過去12か月以内に90日を超えて入院された場合は、**1食190円になりますが、その適用を受けるためにはマイナ保険証の有無にかかわらず申請が必要です。**申請の際には、入院が90日を超えたことがわかる医療機関発行の証明書（領収書(原本)でも可能）を持参してください。

マイナ保険証、資格確認書などのお問い合わせは 国民健康保険課 給付係まで（☎095-829-1136）

国保に加入するとき、やめるときについて

事実発生日以降、14日以内に地域センターの窓口へ届け出てください

加入するとき

- ・ 職場の健康保険などをやめたとき
- ・ ほかの市区町村から転入したとき
- ・ 子どもが生まれたとき
- ・ 生活保護を受けなくなったとき



届け出が遅れてしまうと・・・

加入資格を得た月までさかのぼって国保税を納めることとなります（遡及賦課）。また、国保の資格がないため、その間にかかった医療費は原則全額自己負担となります。

やめるとき

- ・ 職場の健康保険などへ加入したとき
- ・ ほかの市区町村へ転出したとき
- ・ 死亡したとき
- ・ 生活保護を受け始めたとき



届け出が遅れてしまうと・・・

ほかの健康保険に入ったときなど、国保税と保険料を二重に支払ってしまう可能性があります。また、国保の資格がない期間に誤って国保を使用して医療を受けた場合、国保が負担した医療費を返還していただきます。

長崎市国民健康保険の資格確認書等は、社会保険などへ加入したり、長崎市外へ転出したりした場合は、変更があった日から使えなくなります。手元にあるからといって使用しないようご注意ください。

長崎市国民健康保険をやめた後に、長崎市国民健康保険の資格確認書等を提示して医療機関等を受診した場合、長崎市が医療機関等へ支払った保険者負担分（窓口負担を除いた7割または8割）を後日、ご本人様より返還していただくことになります。

こんなときなどに給付費の返還が発生しています！早めにご相談ください。

- ・ 就職や扶養家族として社会保険等の資格を取得した（または手続き中である）が、新しい健康保険の資格確認書等の交付が遅れていたため、手元にあった長崎市国民健康保険の資格確認書等を使ってしまった。
- ・ 社会保険などにさかのぼって加入したことにより、長崎市の国民健康保険の資格をさかのぼって喪失した。
- ・ 長崎市外に転出したが、他市町村で新しい資格確認書等の交付を受ける前に長崎市国民健康保険の資格確認書等を使ってしまった。

医療費のお知らせ（医療費通知）について

加入者の皆さんの医療費が国保税などから支払われ、健康の維持に役立っていることや健康管理の必要性について知っていただくことを目的に、「医療費のお知らせ（医療費通知）」を世帯主宛にお送りしています（世帯の中に受診者がいなければ送付しません）。



令和8年度医療費のお知らせ発行スケジュール



**確定申告の医療費控除等に使用する
かたは大切に保管してください。**

診療月（医療機関を受診した月）	発行予定時期
令和8年 1月～5月分	令和8年8月末
令和8年 6月～10月分	令和9年1月末
令和8年 11月・12月分	令和9年2月末※

（令和7年11月～12月診療分は、令和8年2月末に発送済です）

※令和8年11月・12月診療分の通知は、作成の都合上、令和9年2月末にしか発行できません。それより早く確定申告等をされるかたは、医療機関等の領収書をご利用ください。

加入するとき、やめるときの届け出についてのお問い合わせは **あじさいコールまで（☎095-822-8888）**
医療費通知についてのお問い合わせは **国民健康保険課 管理係まで（☎095-829-1225）**